(趣旨)

第1条 防府市職員安全衛生管理規程(平成17年防府市訓令第7号)第10 条で設置する衛生委員会(以下「衛生委員会」という。)の運営等に関する ことは、関係法令及びこの要綱の定めるところによる。

(委員長の職務)

- 第2条 衛生委員会(以下「委員会」)の委員長は、委員会の事務を総理し、 会議の議長となる。
- 2 委員長に事故があるときは、委員会の副委員長がその職務を代理する。 (会議)
- 第3条 委員会は、必要の都度委員長が招集する。
- 2 委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(参考人の出席)

第4条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に参考人として関係職員の出席を求め、その説明または意見を聞くことができる。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会に諮って決定する。

附則

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。